

千葉県競馬組合競馬事業の業務に係る公金の出納事務の一部を
取り扱わせる金融機関の指定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、千葉県競馬組合競馬事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

千葉県競馬組合競馬事業 管理者 千葉県知事 熊谷 俊人

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社千葉銀行	船橋支店